

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月25日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者

住 所 茨城県古河市北利根13番地
氏 名 株式会社きもと 茨城工場
技術本部ゼネラルマネージャー 館野 光
電話番号 050-3154-9000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 きもと 茨城工場
事業場の所在地	茨城県古河市北利根13番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

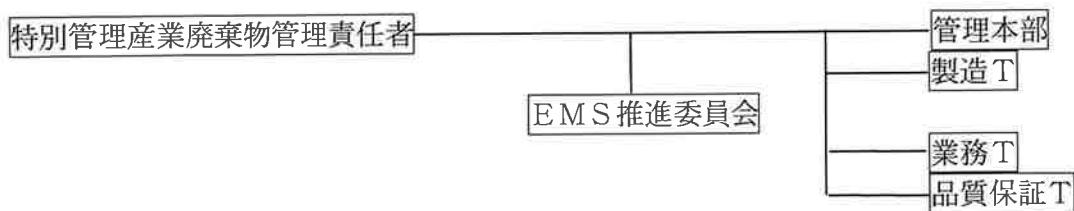
①事業の種類	プラスチック製品製造業(18)
②事業の規模	3,274百万円
③従業員数	73人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	



(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



平成14年3月にISO14001を認証取得しており、このEMS活動の中で環境目的・目標に特別管理産業廃棄物の減量化を取り上げると共に、工場内EMS推進委員会を組織して廃棄物の減量化、リサイクル化等を推進し、また、環境法務チームによる環境関連法規の調査、遵守状況の監視等の管理体制の整備、推進を行っています。(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	85.2 t	t
①現状	(これまでに実施した取組) 製造工程及び使用原材料の段階から可能な限り特別管理産業廃棄物が発生しないよう考慮し、数字目標及びその達成時期を定め実施しています。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行います。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	80.0 t	t
(今後実施する予定の取組) 引き続き製造工程及び使用原材料の段階から可能な限り特別管理産業廃棄物が発生しないよう考慮し、数字目標及びその達成時期を定め実施します。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物である引火性廃油と他の廃棄物を区分しています。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 固形分の少ない洗浄用廃液については、再生利用可能な為分別を徹底します。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	5.0 t	t
(これまでに実施した取組) 洗浄用洗油として利用しています。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	5.5 t	t
(今後実施する予定の取組) 引き続き洗浄用洗油として利用し、さらに助燃剤として利用の検討を進めます。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 当工場内に溶剤回収装置を導入し、蒸留再生して洗浄用洗油として利用しています。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 溶剤回収装置の追加導入の検討及び稼働率の向上による蒸留再生量の増加を計画しています。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t
	(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t
		(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油		
	全処理委託量	80.1 t		t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t		t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t		t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t		t
	その他（資源回収業者等への処理委託量）	0 t		t
		(これまでに実施した取組) 再生利用できる委託処理業者の選定をしています。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	72.0t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	新規導入する予定の業者	0t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き再生利用できる委託処理業者の選定をしていきます。		
	【前年度（令和5年度）実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	85.2t	
	(今後実施する予定の取組) 平成28年4月から使用開始しており、今後も継続使用していきます。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。